

# 裁判「官」裁判傍聴記

語り手 神山 啓史 Hiroshi Kamiyama (35期)

聞き手 久保 有希子 Yukiko Kubo (60期)



## 1. きっかけ

**久保** 刑事弁護人・神山啓史弁護士が最近、東京地裁の裁判官裁判の傍聴席に出没することが一部で話題になっています。なぜ傍聴されているのでしょうか。

**神山** 「裁判員裁判の実践が非裁判員事件の刑事裁判の公判活動にも良い影響を及ぼしているのでしょうか?」と、今春、埼玉の設楽あづさ弁護士から聞かれました。「見ていないから分からない。」と言うと、「見るべきじゃない?」と言われました。裁判員裁判が始まって10年余り。私が司法研修所の刑弁教官をしたのが67期から71期、それから4年。半ば設楽弁護士に命じられ、「確かに今どうなっているんだろう?」という思いから、東京地裁において裁判官裁判の傍聴をすることにしました。5月から本原稿メ切の12月末まで、約80件を見ました。裁判官裁判、できれば新件、できるだけいろんな裁判官をと考えて、毎日地裁1Fで法廷の日程を検索、ブラリと傍聴席に座りに行きました。



## 2. 印象

**久保** 傍聴してみてどうでしたか。

**神山** 「少しは良くなっているんじゃない?」という期待は、完全に裏切られました。「これじゃ、前と全く一緒じゃないか!」

裁判員裁判の導入前、公訴事実には争いのない大半の事件は形骸化していて、面白くないものでした。検察官は、小さい声で、早口で、事務的口調。弁護人は、決まり文句のように、「被告人と同様です。」「全て同意します。」「寛大な判決をお願いします。」その結果、被告人は完全に置き去り。何がされているのか分からないまま、黙って座っているだけ。裁判を受けたという感銘力は何もありません。傍聴人も同じです。

ところで、今は特別な事件でもないのに、どの法廷もそれなりに傍聴人が入っています。それにも正直驚きました。それなのに、せっかく見に来た多くの人が、きっと「刑事裁判って何してるのかよく分からないし、面白くないね。」と思って帰っていくのかと思うと、すごく残念な気持ちになります。

裁判員裁判の研修を通じて、法廷における尋問、陳述の技術を磨く。裁判員裁判が公判中心主義に

なったことをはずみに、裁判官裁判もいきいきとした公判中心主義の法廷に、という私の夢。その甘さを痛感しました。



### 3. 問題点

**久保** 具体的にどのような問題を感じましたか。

**神山** このままではいけないと思います。公判中心主義は、裁判員裁判だけのものではありません。全ての刑事裁判において、共通して重要なものです。私自身、いろんな研修で言い続けてきた責任も感じます。それではどうすればいいのか。

まず、傍聴して見えた問題点を整理しました。その上で、こうあるべきではないかという私見を示そうと思います。もちろん、対策と呼べるようなものにはなっていません。せいぜい「弥縫策」というものでしかないかもしれません。以下、手続の進行に従って示します。

#### ① 弁・被告人の着席位置

裁判員裁判では、身体拘束中でも、弁護人席の横に被告人席があります。一方で、裁判官裁判は、そこまでは至っていません。しかし、裁判官裁判においても、在宅、保釈中の被告人は、弁護人席の横に座るべきですし、裁判官も否とは言いません。ところが身体拘束を受けていない被告人のほとんどが、弁護人の前の被告人席に座っています。保釈される人が以前よりも増えているように思えるので、より残念です。弁護人としては、今すぐに被告人の着席位置を弁護人席の横にすべきです。研修が不十分です。

#### ② 検・起訴状朗読、冒頭陳述、要旨の告知

小さい声、早口、抑揚のない事務的口調の検察官が少なからずいます。被告人、傍聴人が耳で聞いて分かるように、大きい声で、ゆっくりと、メリハリをつけて語るべきです。指導が不十分です。

#### ③ 弁・弁護人の意見

公訴事実について、被告人の意見が終わった後、ほとんどの弁護人が「被告人と同様です。」と述べています。事実を全て認めている場合には、誤っ

ているとは言えませんが、明らかに手を抜いています。弁護人自身の言葉で、例えば、「公訴事実には争いはありません。被告人には刑の執行を猶予するのが相当です。」などと言うべきです。

なお、被告人が、強盗の公訴事実について、一部暴行を否認したような場合は、「被告人と同様です。」では、弁護人の意見として不十分です。裁判長から、「それで、強盗罪の成立は認めるのですか、どうなんですか。」などと弁護人が問われるのは情けないことです。

#### ④ 検・冒頭陳述

どんな事件でも、「第1 身上経歴、第2 犯行に至る経緯、第3 犯行状況、第4 その他情状」という構成です。この構成そのものは仕方ないことかもしれませんが、第2、第3については、裁判員裁判をイメージして被告人の犯行ストーリーを分かりやすくまとめたものにならないでしょうか。

#### ⑤ 検・証拠調べ請求

「証拠関係カード記載のとおり請求します。」と言うのは、被告人、傍聴人に対して不親切です。せめて、「甲号証何通、乙号証何通の取調べを請求します。」と言ってもらえないでしょうか。

#### ⑥ 裁・弁護人意見聴取

まず、全ての裁判官が、甲号証、乙号証一括して弁護人に意見を求め、同意された書証を一括して取調べしています。私は、あえて、裁判官は、甲号証と乙号証をはっきりと区別するべきだと思います。まず甲号証の意見を聞き、同意された書証の取調べをする。その後に乙号証についての意見を聞き、同意された書証の取調べをする。そうすることにより、裁判官、検察官、弁護人が甲号証と乙号証の証拠の性質の違いをより意識するようになると思います。私は、もっと甲号証と乙号証の性質の違いについて、法曹三者とも意識すべきだと思います。

#### ⑦ 弁・証拠意見

ほとんどの弁護人が「甲、乙全て同意します。」

と言います。公訴事実と争いが無い事件で、「何が何でも不同意にしろ。」などというつもりはありません。しかし、本当に証人尋問をしなくてよいのか。その証拠に必要性があるのかを十分に検討した上での意見ではないのではないかという危惧を持ちます。採用されて、検察官の立証趣旨で要旨の告知を聞くと、「何でこの証拠があるの？」と疑問に思うことが少なからずあります。不同意にすれば撤回されるものであれば、遠慮なく不同意でよいはずですが。

#### ⑧ 弁・証拠意見-乙号証

裁判員裁判では、被告人の供述調書の内容に間違いがなく、同意されたとしても採否を留保して、被告人質問を先行させ、供述調書の取調べの必要性がなくなれば、検察官が撤回したり、裁判所が却下したりする取扱いがされています。これは、捜査官の作成した被告人の供述調書を証拠とすることなく裁判をするという意味で、本来のあるべき刑事裁判の姿だと思っています。そこで、裁判員裁判においても、できるかぎり、この実践をするべきだといろんな研修で繰り返してきたつもりです。しかし、全く根付いていませんでした。

考えれば、弁護人には、大きな心の壁が3つあるようです。第1に、被告人質問を先行させるとなると、それだけしっかりとした被告人質問の準備が必要になります。しかし忙しい中、そんなに時間をかけられない。第2に、被告人質問が下手だと、裁判官から「これじゃ供述調書を読んだ方が早い。」と言われてしまう。それは恥ずかしい。第3に、供述調書に間違いがなければ、裁判官に読んでもらえばいいじゃないか。なぜ供述調書より、被告人の生の声の方が良いのか分からない。

私自身、いろんな研修で、被告人質問先行の価値を説いているつもりですが、その力不足を痛感します。今、心ある裁判官は、弁護人が被告人質問先行にきちんと取り組む姿勢を示せば、駄目とは言わないはずですが。事案が複雑で、被告人質問先行をすると相応の時間が必要ということであれば、事前の進行協議をすればよいと思います。今、弁護人から、供述調書を使わない裁判を積極的に進めていかないのは残念で仕方ありません。

#### ⑨ 検・裁・証拠の厳選

証拠の厳選について言われるようになったのは、裁判員裁判からです。それまでは、「必要性なし」という意見は、およそ聞いてもらえませんでした。裁判員裁判では、今なお、検察官は、証拠の厳選という意識を持っていないようです。そして、裁判官もまた、弁護人が同意と言えば、即採用しています。

ところが、傍聴している中で、次のような場面がありました。弁護人が「全て同意。」と言った後、検察官の証拠関係カードの立証趣旨を見て、裁判官が、「甲〇号証は必要ですか。」と釈明したのです。検察官は少し考えて、「撤回します。」と言いました。また、裁判官が、「乙〇号証は必要ですか。」と釈明したこともありました。被告人は、冒頭手続で公訴事実を認めていました。ところが、乙〇号証の立証趣旨は、「弁解状況」つまり、否認調書であったらしいのです。当然、検察官は撤回しました。どちらもまず、弁護人がきちんと対応すべきです。しかし、検察官、裁判官も、常に、必要のない証拠を法廷に出さないという意識は持ってほしいと思います。

#### ⑩ 検・要旨の告知

要旨の告知は、書証一つごとに行われています。しかし、裁判員裁判では、「現場の状況」、「凶器の発見状況」など、複数の原証拠を統合して一つの報告書にするという取扱いがされています。要旨の告知も、この方が圧倒的に分かりやすいものです。裁判員裁判においても、統合捜査報告書を作成すべきとまでは言いません。ただ、複数の証拠をまとめた要旨の告知はあってもいいと思います。例えば、「甲2、3、4、5号証は、被告人の尿から覚せい剤成分が発見されたことを示すものです。〇月〇日、〇で…」というのはどうでしょうか。

#### ⑪ 弁・証拠調べ請求

「書面のとおり」と言われるのは、被告人、傍聴人にとっては不親切です。「～を立証するために、～を請求します。」と言ってほしいと思います。採用された書証の要旨の告知を聞いていても、情状証人の証言を聞いていても、何を立証している

のか、理解しにくいものが少なからずあります。証拠は事実を立証するものです。証拠調べ請求をするときには、「情状」とか「指導監督体制」ではなく、「保釈中、～をしたこと」などのように、立証する具体的事実を明示するべきだと思います。そうすることで、「事実」を意識するはずです。

## ⑫ 弁・情状証人尋問

「〇さんが二度とこのような犯罪をしないように監督すると誓えますか。」「はい。」

ほとんどの弁護人が、このような質問で締めくくります。問題は、それまでの証言の中に、「監督すると誓う。」という言葉が信用できることを示す「事実」が出ているかどうかです。少なくとも、「事件前は、～していなかった。」「事件のことを知って～した。」「そうしたの、彼（彼女）の～を信用しているからだ。」というストーリーが必要だと思います。

情状証人には必ず何か具体的な行動をさせておくべきです。「話し合い」でも、「相談」でも、「勉強」でも、何でも構いません。私は、「知ってなお、何を信じて、何をした」が、情状証人の根幹だと思っています。

## ⑬ 弁・被告人質問

「二度とこのような犯罪をしないと誓えますか。」「はい。」

ほとんどの弁護人が、このような質問で締めくくっています。これも全く同様に、「しないと誓う。」という言葉が信用できることを示す「事実」が出ているかどうかです。少なくとも「事件前はこうだった。」「事件後、今日まで～をした。」という事実は不可欠です。

ところが、被告人質問を聞いていても、「事件後、今日まで何をしていたんだ。」と首を傾けることが少なくありません。弁護人は、公判までに被告人に何かをさせていなければ駄目です。被告人質問を通じて、「どんな人が、どんな生活をしていて、何を、なぜして、今日までの間、何をしてきたか、そしてこれからどうしていくのか。」という人間ドラマを示すべきです。

## ⑭ 検・被告人質問

検察官として、目の前の被告人質問を聞くと、突っ込みたくなるという気持ちは分からないではありません。

しかし、聞きたいことを聞く場所ではありません。想定した論告があるはずで、そのために、必要な「事実」を獲得するための質問をすべきです。更生のための努力を何もしていないのであれば、「～をしていない。」という「事実」を聞くべきです。

## ⑮ 裁・被告人質問

執行猶予判決になるのが見えている事件において、裁判官は2通りに分かれます。弁護人の質問がどれだけ不十分でも、特に意に介さず何もしない裁判官。弁護人が聞かない「事実」を何とか収集しようとして、「～したことはないか。」「～を考えたことはないか。」など聞く裁判官。後者は、たとえ、公訴事実に影響しなくても、この裁判の感銘力を少しでも被告人に持ってほしいという思いがあふれています。手を抜いた弁護人が、裁判官に助けられていると思うと、情けないです。

## ⑯ 検・論告

「公訴事実については証明十分です。以下、情状について述べます。」という決まり文句は仕方がないかもしれませんが。犯情、一般情状は一応意識されていますが、項目の羅列で終わっているのは残念です。裁判員裁判と同じように、同種事案の中における相対的な位置付け、中間部類なのか、重い部類なのか、軽い部類なのか、重い部類だとするとそれはどうしてなのかに踏み込んでほしいと思います。本来、そうでなければ、求刑の根拠は出てこないはずで。

また、「再犯のおそれが高い。」というのであれば、被告人が「～をしていない。」という事実を指摘してほしいと思います。そうすることで、被告人、弁護人に、活動が不十分だったことを気付かせることになります。

## ⑰ 弁・弁論

「第1 総論 公訴事実に争いが無い。第2 各

論 有利な事情が多くある。犯情を羅列、一般情状を羅列。第3 総論 以上を総合すると…」という「古い書式」の弁論が、今なお、圧倒的に多いのは正直驚きです。今は裁判員裁判の時代なのです。

「第1 総論」は不要です。「第2 各論」は数多く羅列するだけでは駄目です。何でも数多く指摘すればよいというわけではなく、「この事件において、重要なのはここ」という選択が必要です。羅列するだけでなく、その事実がなぜ量刑を軽くする事情になるのかを説明すべきです。「被告人は逮捕直後から一貫して罪を認め、全て正直に供述しています。」というフレーズは今なおよく聞きます。しかし、当該事件で、本当にこのことが有利な事情として評価されるのでしょうか？

羅列して、「以上を総合すると」というのも駄目です。なぜ、それらの事実を総合すると、執行猶予が相当になるのか、という論理が必要です。

そして、裁判は、執行猶予を「お願いするもの」でも、「切望するもの」でもありません。法廷に示された「事実」が、被告人の量刑については、「刑の執行を猶予する」という判断が正しいことを示しているのです。

## ⑩ 裁・判決

論告・弁論が多くあるの事情の羅列になっている最も大きな原因は裁判官だと思います。不利な事情として、検察官の指摘した事情を列挙し、有利な事情として、弁護人の指摘した事情を列挙し、「以上を総合して」と結論付けています。

しかし、これでは、裁判官がなぜその結論を導いたのかの論理も道筋も何も分かりません。また、検察官、弁護人の指摘した事情の中で、本当に判断の理由になった事情が何か、逆に言えば、判断の理由になっていないものは何かも不明のままです。裁判官は、検察官と弁護人の顔を潰さないように、判決を書いてきたのかもしれませんが。しかし、そのことが逆に、検察官、弁護人に何でも多く羅列しておけばいいという想いを持たせていると思います。

また、「被告人は反省している。」と言っても、程度に差があるはずで、事実の裏付けのある場合は、「〇〇していることから反省していると認

められる。」事実の裏付けのない場合は、「それなりに反省しているとうかがわれる。」このような違いも示すべきです。

判決は、その言い渡しを聞いた被告人に、結論を導いた論理、道筋が分かるものになるべきです。そうすることこそ、被告人のための裁判になると思います。



## 4. これから

**久保** 神山弁護士が、突然、傍聴席にいて、「何のために来ているのか」を気にする裁判官も多いと思いますがいかがでしたか。

**神山** 気にしているなと思ったときは、裁判の終わった後、裁判官を訪ねていきました。「他意はないこと」「裁判官裁判の現状を知るために見ていること」を伝えました。中には、「私の裁判はどうでしたか？」と聞かれて、話が弾んだこともあります。そこで、あるベテラン裁判官のもとへ行き、「こういう目的で傍聴しています。」と知らせました。「神山さんが見ていると裁判官の刺激になる。傍聴する中で気づいたことがあれば教えてほしい。」と言われましたね。

**久保** これからの展望を教えてください。

**神山** ①～⑩で述べたことは、ほとんどがいろいろな研修で言ってきたことです。それが全く根付いていないことに力不足を反省しています。ただ、そのままではいけないと思います。裁判員はいなくても、「見て聞いて分かる審理の実現」は、被告人のためにも傍聴人のためにもあるべき姿です。裁判官、検察官の中にも、このままではいけないと思っている人は少なくありません。そういう人たちと率直に話合いをして、少しでも良い方向へ向かう手立てを考えていきたいと思っています。

傍聴席に座って裁判を見て、私自身、初めて気付かされることが多くありました。若い人も、ぜひ他の弁護人の裁判を傍聴してほしいと思います。きっと勉強になります。私も、傍聴を続けていきたいと思っています。

**久保** ありがとうございます。私自身も、弁護士活動や研修講師の際に、今回お聞きしたことを更に心がけたいと思います。

